

国民健康保険の資格確認書・限度額適用認定証を更新します

令和7年8月1日から、国民健康保険の資格確認書と限度額適用認定証を更新します。8月以降は、新しいものを医療機関等へ提示してください。

国民健康保険の資格確認書

マイナ保険証をお持ちの方 (健康保険証の利用登録をした マイナンバーカードのこと)	「資格情報のお知らせ」を7月中旬に世帯主あてに郵送します。資格情報のお知らせは、医療機関等において顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とのセットでご提示ください。資格情報のお知らせ単体では受診できませんので、医療機関等の受診は、マイナ保険証をご利用ください。
マイナ保険証をお持ちでない方	「資格確認書」を、7月中旬に世帯主あてに郵送します。資格確認書はこれまでの保険証に代わるものとして、医療機関等でお使いいただけます。有効期限は令和8年7月31日です。古い保険証は、ハサミなどで細断して破棄してください。

※社会保険等に参加した方は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きがお済みでない方は、医療保険課までお問合せください。

※マイナ保険証をお持ちの方でも、施設入所者や意思表示ができない入院者など、マイナ保険証を利用することができない状況の方は、申請により資格確認書を発行します。

限度額適用認定証

資格確認書をお使いの方で、8月以降も「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な場合は、新しい資格確認書を持参のうえ、医療保険課または各支所で申請してください。更新した限度額適用認定証が有効となるのは、申請した月の1日からです。

住民税非課税世帯の方	過去12か月の入院日数が91日以上の場合は、入院期間を確認できる書類(領収書など)が必要です。
70歳以上の方	交付が必要ない場合がございます。事前に医療保険課までお問合せください。

※郵送でのお手続きも可能です。医療保険課にご連絡ください。

※マイナ保険証をお持ちの方には、発行することができません。

※マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

問 医療保険課 国保G ☎52-1111 内線165

後期高齢者医療保険の資格確認書(保険証)を更新します

令和7年8月1日から、後期高齢者医療保険の資格確認書(保険証)を更新します。後期高齢者医療保険の方には「マイナ保険証」の有無に関わらず、すべての方に「資格確認書」を7月中旬にお送りします。

新しい「資格確認書」の有効期限は令和8年7月31日です。古い資格確認書(保険証)は、ハサミなどで細断して破棄してください。

マイナ保険証をお持ちの方	新しい「資格確認書」を郵送します。8月以降は、「マイナ保険証」「資格確認書」どちらも医療機関等でお使いいただけます。
マイナ保険証をお持ちでない方	新しい「資格確認書」を郵送します。8月以降はこれまでの保険証に代わるものとして医療機関等でお使いいただけます。

※後期高齢者医療保険では、保険証の廃止にともない、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も廃止となりました。「資格確認書」には、負担割合と限度区分が併記されるため、1枚でこれまでの「保険証」と「限度額適用認定証」等の両方の役割を果たします。

問 医療保険課 医療・年金G ☎52-1111 内線164